第8章 計画の推進に向けて



第8章 計画の推進に向けて

1 評価、点検、推進における組織

(1) 障害者計画推進協議会

障害者計画、障害福祉計画・障害児福祉計画の適正な推進を図るためには、当事者が主体的に参加し、推進状況をチェックする機関が必要です。計画の推進については、当事者が参加した府中市障害者計画推進協議会で評価及び点検します。

府中市障害者計画推進協議会の運営に当たっては、府中市障害者等地域自立支援協議会の正副会長が委員として参加するほか、府中市障害者計画推進協議会が特定の議題について府中市障害者等地域自立支援協議会に意見を求める等、連携を図ります。

なお、計画の進捗に当たっては PDCA サイクルを導入し、府中市障害者計画推進協議会の協議において、障害者計画の事業の進捗状況、障害福祉計画・障害児福祉計画の成果目標、その活動指標となる見込量について、1年に1回実績を報告することで評価を行い、計画の変更や事業の見直し等を実施します。

図表8-1 PDCAサイクルの図



計画(Plan) -

・成果目標、活動指標及び障害福祉 サービス、障害児福祉サービスの見込 量と確保方策を定める。



改善(Act) -

評価結果を踏まえ、必要があると認めるときは、障害福祉計画・障害児福祉計画の変更や事業の見直し等を実施する。

実行(Do)

計画の内容を踏まえ事業を実施する。



評価(Check)

- ・成果目標及び活動指標は少なくとも、 1年に1回実績を把握し、障害者施策 や関連施策の動向も踏まえながら、障 害福祉計画・障害児福祉計画の中間 評価を行う。
- ・中間評価は府中市障害者計画推進 協議会で行う。





(2) 府中市障害者等地域自立支援協議会

府中市障害者等地域自立支援協議会は、障害福祉に関するシステムづくりに関し、中 核的な役割を果たす協議の場として、市が設置したものです。

この協議会は、障害のある人が安心して自立した暮らしが送れるように関係者が地域の課題を共有し、支援体制の整備について協議を行うとともに、協議会を構成する関係機関・施設・団体が相互に連携し、それぞれの専門性をいかしながら、地域の実情に応じた提案を行います。

2 計画の推進体制

(1) 庁内連携の強化

障害のある人を取り巻く状況は多様化しており、課題も複合化しています。そのため、 それらの課題の解決や計画の推進に当たっては、障害者福祉関連の部署だけでなく、他 の関連部署との横断的な連携の強化を図ります。

(2) 当事者、家族及び支援者のネットワークへの支援

当事者、家族及び支援者のネットワークをより充実するための支援を行うとともに、 当事者の主体的でより協調した活動を期待し、障害種別ごとに活動している全ての障害 者福祉団体が連携できるように、積極的に支援します。

同時に、地域福祉の主要な担い手として活動している社会福祉法人、NPO・ボランティア団体、民間福祉団体など様々な活動主体に対しても、ネットワークが充実するよう、活動支援を行います。

また、保健・医療・福祉従事者やボランティアの育成及び確保に努めるとともに、市民の参加の促進を図ります。

(3) 障害福祉サービス事業者の事業者連絡会への支援

各種障害者施策並びに計画の推進に当たっては、各障害福祉サービスの事業者連絡会への情報提供・指導等の支援を行うとともに、市と事業者が協働することで事業者が抱える課題の解決に向けて取り組みます。



(4) 計画及び事業内容の周知

本計画を推進していく上で、本市の課題や本計画の目指す理念等について、全ての市民、障害者福祉団体を始めとした地域の活動団体、関係機関、障害福祉サービス事業者等に共通して理解をもってもらうことが必要です。

そのため、市の広報やホームページなどを通じて、本計画を広く市民に周知していきます。また、誰もが本計画の内容を知ることができるよう「わかりやすい版」を作成します。

3 国・東京都への要望

本市では、これまでも市長会を通じて、国・東京都に対する働き掛けを行ってきました。

今後も引き続き、福祉の円滑な推進に向けて、市長会を通じて、国・東京都に対する積極的な提言及び働き掛けを行います。

